

宗教的理由により輸血を拒否する患者への対応指針

1. 共通事項

- ①ホームページ等に輸血を拒否する患者への当院の基本方針を明記し、診療に際して、患者からの申出や情報を収集するための環境を整備する。
- ②誰が輸血を拒否しているのかを確認する。

患者本人、配偶者、両親、兄弟姉妹、親戚など輸血拒否の意向を示す者の特定を行う。患者本人が医療に関する判断能力がなく自己決定を行えない場合（意識障害、知的能力障害、未成年者等）には、代理人（自己決定権代行者）を特定し、以後の対応について代理人を中心に行う。

※代理人は親権者、家族、親戚の順で患者との関係において最も関係性の高い者とする。なお、友人、知人、同僚などは自己決定権の代行を行う事はできない。
- ③拒否する輸血による治療の内容を確認する。

輸血方法や様々な血液製剤について具体的に拒否する内容を把握する。

2. 「三田市民病院の基本方針」の説明と同意

- ①満 18 歳以上で判断能力がある場合

患者に対して輸血療法に関する当院の基本方針について十分な説明を行う。

 - (1) 同意が得られた場合は、手術同意書、輸血同意書の提出を求め、相対的無輸血治療を行う。
 - (2) 同意が得られない場合は、速やかに転院を勧める。
 - (3) 患者が緊急の治療を要し、かつ他の医療機関に移送することができない、または当院でしか治療が技術的に行えないなどの状況において、上記方針に患者の同意が得られない場合は、当該患者の輸血拒否の意思表示を三田市民病院の書式による「輸血（輸血を伴う医療行為を含む）拒否と免責に関する証明書」により確認したうえで、診療科の責任者の判断で本人の意思に沿って輸血以外の治療を継続する「輸血なし治療」を行う。
- ②満 18 歳以上で判断能力がない場合で代理人がいない場合
 - (1) 患者本人の意思が明らかでなく判断能力がない場合、輸血以外の方法では生命を救うことができないと医師が判断した場合は輸血療法を行う。

ただし、「判断能力がないこと」、「緊急による治療が必要であること」を担当医以外に別の医師及び看護師 1 名の 3 名のチームで確認し、詳細をカルテに記載する。
 - (2) 本人が携行していた本人自署の輸血拒否に関する免責証明書によって患者本人の明確な輸血拒否の意志が確認できる場合は、院長及び診療科の責任者の判断で本人の意思に沿って輸血以外の治療を継続する「輸血なし治療」を行う。
- ③満 18 歳以上で判断能力がない場合で代理人がいる場合

- (1) 患者本人自署の輸血拒否に関する免責証明書を代理人より提出された場合、患者本人の意思に従い、医師は輸血に代わりうる方法によって最大限の治療努力を行う。ただし、生命の危機が迫っている場合には、輸血を行うことを代理人に伝え、治療の開始・継続についてはその時点で在院する代理人の決定に従う。
- (2) 上記説明に代理人の同意が得られた場合には、通常の「輸血同意書」を代理人の署名を得たうえで輸血以外に患者の生命を救う手段が無いと医師が判断した時には輸血を行う。
- (3) 上記説明に代理人の同意が得られない場合には、速やかに転院を勧める。
- (4) 上記説明に代理人の同意が得られず、かつ緊急の治療を要するなどの理由により、転院が不可能と医師が判断した場合には、代理人の意思表示を「輸血（輸血を伴う医療行為を含む）拒否と免責に関する証明書」により確認したうえで、「輸血なし治療」を行う。
- (5) 代理人が在院しておらず、本人の最終意思が確認できない場合、医師は輸血をせずに、これに代わりうる可能な限りの治療を行うが、他に方法がなく輸血以外に生命を救うことができない時は輸血を行う。なお、電話やファックス等による応答は代理人の意思確認とはみなさない。

④ 満 15 歳以上満 18 歳未満で判断能力がある場合

患者及び親権者に対して、輸血治療に関する当院の基本方針について十分な説明を行う。

- (1) 患者本人から同意が得られた場合は、手術同意書、輸血同意書の提出を得たうえで相対的無輸血治療を行う。
- (2) 患者本人は同意せず、親権者が同意する場合は、親権者から手術同意書、輸血同意書の提出を得たうえで、相対的無輸血治療を行う。
- (3) 患者本人及び親権者の同意が得られない場合は、速やかに転院を勧める。
- (4) 患者が緊急の治療を要し、かつ他の医療機関に移送することができない場合で、上記方針に患者の同意が得られない場合は、当該患者の輸血拒否の意思表示を三田市民病院の書式による「輸血（輸血を伴う医療行為を含む）拒否と免責に関する証明書」により確認したうえで、診療科の責任者の判断で本人の意思に沿って輸血以外の治療を継続する「輸血なし治療」を行う。

⑤ 満 15 歳未満または 18 歳未満で医療に関する判断能力がない場合

親権者に対して、輸血治療に関する当院の基本方針について十分な説明を行う。

- (1) 親権者が同意する場合は、手術同意書、輸血同意書の提出を得たうえで、相対的無輸血治療を行う。
- (2) 親権者から同意が得られない場合は、速やかに転院を勧める。
- (3) 親権者が輸血を希望しない場合で、緊急の治療を要し、かつ転院が不可能と医師が判断した場合や親権者が輸血療法を拒否場合などには、可能な限りの無輸血治療を行うが、輸血以外に救命できないと判断された場合には輸血を行う。

ただし、「判断能力がないこと」、「緊急による治療が必要であること」を担当医以外に別の医師及び看護師1名の3名のチームで確認し、詳細をカルテに記載する。

3. 相対的無輸血療法を行った医療者への支援

当院の「宗教的理由による輸血拒否に関する基本方針」及び「宗教的理由により輸血を拒否する患者への対応指針」に従った輸血療法について、後日、患者及び親権者、家族等と担当した医療者との間で紛争が生じた場合は、当該医療者には負担をかけない。

4. その他

- ①当院では、人命を最優先する観点から輸血治療を行ういわゆる「相対的無輸血」の方針をとするため、患者から提示される「輸血謝絶兼免責証明書」等の絶対的無輸血治療に同意する文書には署名しないこと。
- ②輸血(輸血を伴う医療行為を含む)拒否と免責に関する証明書に署名し、提出された場合は、1通を正本として、三田市民病院が保管し、写しを患者側が保管するものとする。

5. 運用に対する評価及び見直し

「宗教的理由による輸血拒否に関する基本方針」及び「宗教的理由により輸血を拒否する患者への対応指針」については、運用上の評価を定期的に行うとともに、今後の医学や倫理、法律、世論などの動向を注視しながら、必要な改定を行う。